

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <pre> graph TD President[社長] --- InternalAudit[内部監査室] President --- ProjectManagement[プロジェクトマネジメント室] President --- SafetyQuality[安全・リスク管理G] President --- Procurement[基盤整備G] InternalAudit --- AuditManager[管理責任者 (内部監査室長)] ProjectManagement --- ProjectManager[管理責任者 (廃炉・汚染水対策 最高責任者)] SafetyQuality --- QualityManager[安全・リスク管理G] Procurement --- ProcurementManager[品質向上G] AuditManager --- AuditTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] AuditTeam --- AuditSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] ProjectManager --- ProjectTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] ProjectTeam --- ProjectSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] SafetyQuality --- QualityTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] SafetyQuality --- SafetySubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] Procurement --- ProcurementTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] Procurement --- ProcurementSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] AuditTeam --- AuditNote["※1 : 発電所に常駐"] ProjectTeam --- ProjectNote["※1 : 発電所に常駐"] SafetyTeam --- SafetyNote["※1 : 発電所に常駐"] ProcurementTeam --- ProcurementNote["※1 : 発電所に常駐"] AuditSubTeam --- AuditStar["※→"] ProjectSubTeam --- ProjectStar["※→"] SafetySubTeam --- SafetyStar["※→"] ProcurementSubTeam --- ProcurementStar["※→"] </pre> <p>※1 : 発電所に常駐</p> <p>※2 : 福島第二原子力発電所に常駐</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <pre> graph TD President[社長] --- InternalAudit[内部監査室] President --- ProjectManagement[プロジェクトマネジメント室] President --- SafetyQuality[安全・リスク管理G] President --- Procurement[基盤整備G] InternalAudit --- AuditManager[管理責任者 (内部監査室長)] ProjectManagement --- ProjectManager[管理責任者 (廃炉・汚染水対策 最高責任者)] SafetyQuality --- QualityManager[安全・リスク管理G] Procurement --- ProcurementManager[品質向上G] AuditManager --- AuditTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] AuditTeam --- AuditSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] ProjectManager --- ProjectTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] ProjectTeam --- ProjectSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] SafetyQuality --- SafetyTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] SafetyQuality --- SafetySubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] Procurement --- ProcurementTeam[福島第一廃炉推進 カンパニー] Procurement --- ProcurementSubTeam[福島第一廃止措置 保安委員会] AuditTeam --- AuditNote["※1 : 発電所に常駐"] ProjectTeam --- ProjectNote["※1 : 発電所に常駐"] SafetyTeam --- SafetyNote["※1 : 発電所に常駐"] ProcurementTeam --- ProcurementNote["※1 : 発電所に常駐"] AuditSubTeam --- AuditStar["※→"] ProjectSubTeam --- ProjectStar["※→"] SafetySubTeam --- SafetyStar["※→"] ProcurementSubTeam --- ProcurementStar["※→"] ProjectManagement --- TacticalDept[調達部] </pre> <p>※1 : 発電所に常駐</p> <p>※2 : 福島第二原子力発電所に常駐</p> <p>(中略)</p>	<p>調達組織の構成変更に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の統括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の統括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 本社各部長（廃炉資材調達センター所長及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の統括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の統括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の統括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	調達組織の構成変更に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則</p> <p>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、A L P S処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(中略)</p>	<p>附 則</p> <p>附則（<u> </u> (施行期日) 第1条 <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2. 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、A L P S処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(中略)</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <p>※1 : 権限を常駐する</p> <p>※※ →</p> <p>福島第一廃止措置 保安委員会</p> <p>原子力・立地本部 原子力安全・統括部</p> <p>原子力・立地本部 原子力運営管理部</p> <p>原子力・立地本部 原子力人財育成センター※2 ※2 : 権限を常駐する</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p> <p>調達部</p> <p>※1 : 権限を常駐する</p> <p>※※ →</p> <p>福島第一廃止措置 保安委員会</p> <p>原子力・立地本部 原子力安全・統括部</p> <p>原子力・立地本部 原子力運営管理部</p> <p>原子力・立地本部 原子力人財育成センター※2 ※2 : 権限を常駐する</p> <p>(中略)</p>	<p>調達組織の構成変更に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 本社各部長（廃炉資材調達センター所長及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、調達部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 調達部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 業務統括室長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(中略)</p>	調達組織の構成変更に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則</p> <p>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和5年8月4日から施行する。</u> 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、A L P S処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>附 則</p> <p>附則（<u> </u> (施行期日) 第1条 <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2. 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年7月26日 原規規発第2307269号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、A L P S処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>(以下、省略)</p>	